

令和6年度 長崎地方最低賃金審議会

第3回長崎県最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時：令和6年8月5日（月） 午前9時24分～午前10時44分
- 2 場 所：長崎労働局8階会議室
- 3 出席者：公益委員3名 労働側委員3名 使用者側委員3名
- 4 議 題：（1）長崎県最低賃金の改正について
（2）その他

5 審議要旨

① 全体協議

【労働者側委員の意見】

- ・労働者側委員より「令和6年度長崎地方最低賃金審議会第3回専門部会資料」が提出され、下記のとおり資料説明がなされた。
- ・この結果は労働組合のある職場に限った状況であり、労働組合が無い企業では上がっていないというのが実態である。
- ・仮に労側が求める81円の引き上げがされたとしても、物価上昇は続いており、価格転嫁、最終的にはBtoCが進めば、さらに生計費すなわちリビングウェイジも改定が必要なわけで、2年で到達も簡単ではないことが明らかである。
- ・中小零細事業所の中には厳しい経営を余儀なくされている。1,000円なんて無理、という事業所がある事は承知している。しかし、現実として募集賃金は1,000円をすでに超えており、この水準で募集できない企業は正常な経営とは言えなくなるのではないかとも思っている。
- ・そういう企業への支援は、国も1,500円を目指しているのであれば当然必要ですし、私たちが今まで以上に強く働きかけを行っていきたいと思っている。この点は使側と共有できている点かと思うし、是非とも1,500円を目指すという点も共有いただきたい。
- ・以上を申し上げて、現時点では前回お示しした81円の引き上げを改めて求めたい。ただし、金額だけでなく、人口流出などの課題に直面している県民へのメッセージとなる、「私たちが上がるんだ」という期待感を持っていただきたい。そのためにも、これからの審議の中でお互いに歩み寄る中で全会一致ということも追求したいと思っている。
- ・本県は価格転嫁交渉が進んでいないことが資料からも確認できる。しかし賃金が上がれば原価計算の根拠ともなり価格転嫁が進むのではないかという認識である。

【使用者側委員の意見】

- ・提示額28円の変更はない。使用者側の主張としては第4表である。
- ・助成金についてはまだまだであり、活用している企業が少ない。また価格転嫁も道半ばである。
- ・人口流出の話が毎回出るか、令和3年度の中央最低賃金審議会の資料において、次のように記載されている。
「日本では最低賃金の地域間格差が労働者の地域間移動に与える影響を直接検証した実証研究は見られない。」

「①地方出身者の東京圏への移動理由には、仕事だけでなく、進学や家族に関連した移動もあること、②最低賃金の影響を主に受ける労働者や最賃近傍雇用者は、それ以外の労働者と比較して、就職や転職等を理由とした地域間移動は少ないことに留意が必要。」

・募集賃金については、各事業場の人材確保等の選択肢である。一方、最低賃金は選択肢ではなく強制法規であり、全く違うものであることから一緒にして議論すべきではない。

②個別協議

【労働者側委員の意見】

・使用者側が主張する第4表は重要な1つの資料であるが、そのみで決まるとは思っておらず、生計費などの様々な要素を含めて決定すべきである。

・労働者側としては全会一致で金額を決めることは重要だと認識している。

【使用者側委員の意見】

・使用者側としては、データに基づいた審議をお願いしている。データは第4表③におけるCランクにおける引上げ率である。

③最後に全体協議を実施。

- 本日は労使双方から考え、主張等を聞いて、個別協議を行い、金額面について個別に話を聞いたが、その結果全会一致には至らず、本日、これ以上の歩み寄り難しいので労使それぞれの立場で再度検討をお願いし、継続審議とされた。

(2) 今後の審議日程について

- ・ 第4回専門部会 8月16日(金) 17:30～